

居宅療養管理指導のご案内

～管理栄養士による訪問栄養指導～



機能強化型認定栄養ケア・ステーション

医療法人恭昭会 彦根中央

『居宅療養管理指導』のご案内



①「居宅療養管理指導」とは

通院などが困難な方のご自宅に管理栄養士が訪問し、食生活や栄養に関する様々な相談にのります。食事や食べることを通して、健やかな在宅生活を応援します。

②対象者

下記のような在宅療養者が対象です。

- 腎臓病、糖尿病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、膵臓病、脂質異常症、痛風、心臓病、高血圧 消化管の手術後、クローン病、潰瘍性大腸炎、高度肥満…などの食事管理が必要
- 低栄養状態(やせ、アルブミンが低いなど)の改善が必要
- 在宅にて経管栄養を注入している場合や嚥下困難なための流動食を喫食されている場合
- 摂食・嚥下困難な方

※居宅療養管理指導を受ける場合には、医師の指示が必要になります。

Q どんな時に利用したらいいですか。

[A] 主な居宅療養管理指導のケース

- ◇ 退院後、どのように食事管理をすればいいかわからない
- ◇ 食事管理が上手くいかず、病状や身体の機能が悪化している
- ◇ ヘルパーさんに治療食や介護食作りをお願いしたい
- ◇ 栄養が足りているか、偏っていないか心配
- ◇ **食べる量が減り、身体が弱ってきた、体重が減ってきた**

また、次のような症状は、栄養や食事の工夫によって改善する場合があります。

- ◆ 床ずれができてしまった
- ◆ 食べたり、飲んだりするとすぐムセる
- ◆ 食べたがらない、飲みたがらない
- ◆ 脱水症状や肺炎で入退院を繰り返している
- ◆ むくみがひどい
- ◆ 排便がうまくいかない(下痢・便秘) など。。



③居宅療養管理指導の内容

- * 食事摂取量と栄養状態のチェック
- * 調理指導、買い物指導
- * ヘルパーさんへの指導
- * 状態に合わせた食事内容、形態などの指導
- * 栄養補助食品、介護用食品、介護食器等の紹介
- * 食生活プラン(プログラム)の作成
- * その他、食事療養生活に関する様々な相談

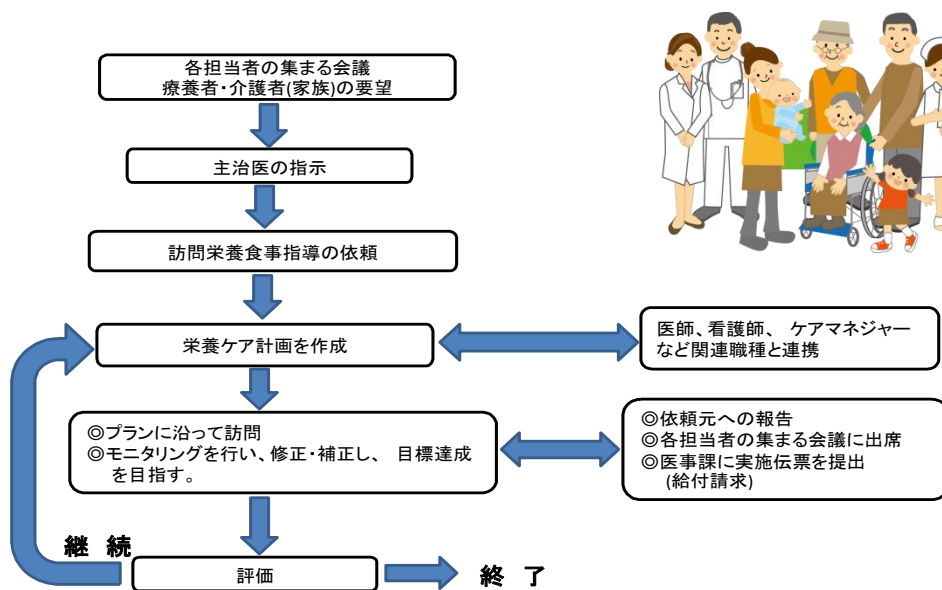


④ご利用の流れ

- 管理栄養士は、体の状況などを伺い、かかりつけ医の指示内容も踏まえて、どのような指導をするか相談します。



- 居宅療養管理指導の計画が立ったら、定期的な訪問が始まります。



(※「在宅での栄養ケアのすすめかた」より抜粋)

⑤居宅療養指導の頻度や費用

- 1回にかかる時間と頻度

1回の訪問は内容にもよりますが、概ね30分～1時間が目安になります。原則として、1ヶ月に2回の訪問で、安心して食生活を送れるようになるまでお手伝いします。3ヶ月くらいの短期のご利用から、数年間という長期のご利用の方まで様々です。

○費用

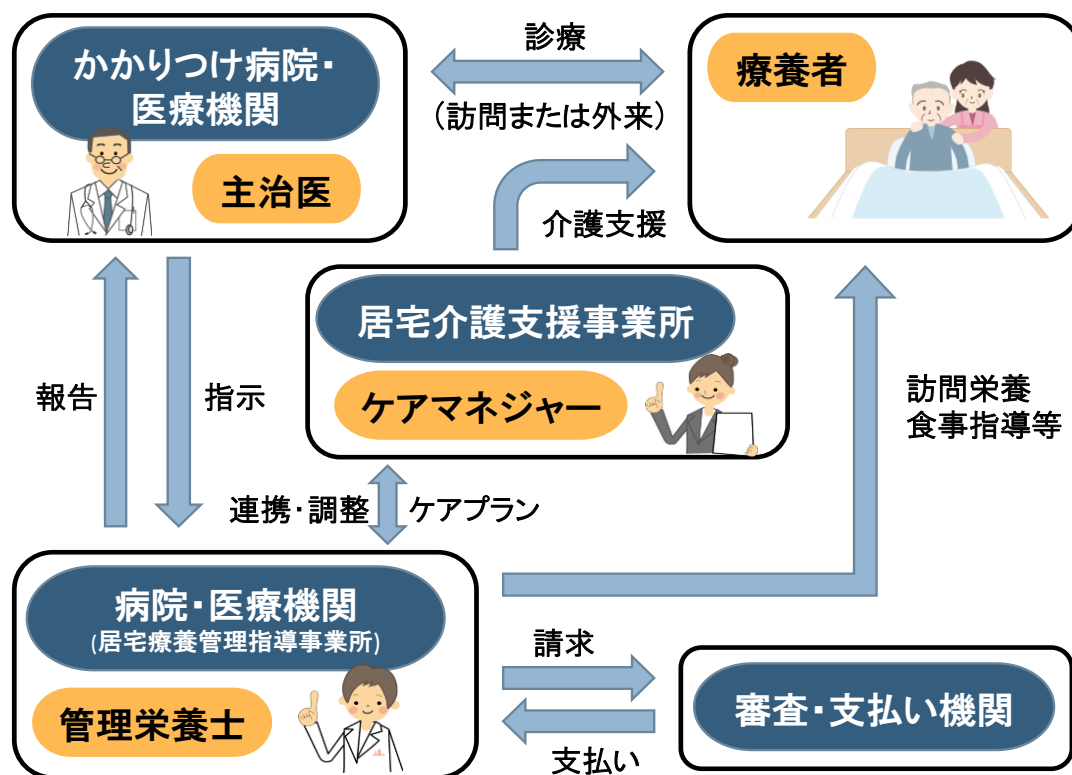
- ◆介護保険を利用する場合、訪問1回につき525～545円の利用率となります。
(1割負担の場合)居宅療養管理指導は区分支給限度額管理外のサービスです。
- ◆ご利用者の利用単位数に関わらず、居宅療養管理指導料は介護給付の対象となります。利用率のほかに、食材などの実費もかかる場合があります。



Q 家でも病院のような栄養指導をしますか。

【A】居宅療養管理指導は日々を過ごす場所で、慣れ親しんだ食材や食器を使い、目の前で「献立」「調理」「食べ方」のアドバイスが受けられます。生活を見ながら実施いたしますので、無理のない現実的な食介護プランが提案できます。

● 請求の流れ



* 居宅療養管理指導は区分支給限度管理外のサービスとされています。
介護支援専門員の給付管理業務には含まれませんが、「居宅サービス計画」に沿ったサービス提供を義務付けられています。ケアプランへの位置づけ、サービス提供票の送付、担当者会議への参加などは、他の居宅サービスと同様の扱いをお願いいたします。

● サービス提供地域

彦根市、東近江市（旧愛東町、旧湖東町）、愛知郡愛荘町、犬上郡（甲良町、多賀町、豊郷町）

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

御相談の御電話は

機能強化型認定栄養ケア・ステーション 医療法人恭昭会 彦根中央

電話：0749-27-6504（直通）電話対応可能時間 9：00～17：00（365日）